

川崎市上下水道局規程第26号

川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月30日

川崎市上下水道事業管理者 白 鳥 滋 之

川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号中「2,500,000円」を「4,000,000円」に改め、同条第2号中「1,600,000円」を「3,000,000円」に改め、同条第3号中「800,000円」を「1,500,000円」に改め、同条第4号中「500,000円」を「1,000,000円」に改め、同条第5号中「300,000円」を「500,000円」に改め、同条第6号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

第31条第1項第1号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に、「2,500,000円」を「4,000,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係るこの規程による改正前の川崎市上下水道局契約規程第31条第1項第1号に規定する契約で同日以後に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。